豊川市ホームページリニューアル構築業務委託に係るプロポーザル実施要領

豊川市が実施する豊川市ホームページリニューアル構築業務委託に係る事業者の選定に当たり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の優先交渉権者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施する。

１　業務概要

（１）業務名

豊川市ホームページリニューアル構築業務委託

（２）業務目的

現在の豊川市ホームページは、平成24年度に導入して以来、10年以上が経過している。近年、情報発信ツールとしてのホームページの重要性が増すにつれて、ユーザビリティ・アクセシビリティへの対応がより求められるようになったこと、スマートフォンを利用したアクセスが増加していること、災害時の情報発信手段の確保がより重視されるようになったこと等、現在の仕組みでは対応が難しい課題が多く発生している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民等が来庁しなくても手続が可能な仕組みが求められ、総務省の進める自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を今後加速度的に進める必要性がある。

本業務では、こうした課題を解決するとともに、より効果的な情報発信が行えるホームページの実現のため、新たなCMSの導入による既存のホームページの更新を目的とする。

（３）業務場所

豊川市諏訪１丁目１番地　豊川市役所本庁舎外

（４）業務内容

別紙「豊川市ホームページリニューアル構築業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

（５）業務期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

（６）新ホームページ公開時期

令和７年１月下旬を予定

（７）運用想定期間

運用開始後から令和１４年３月３１日まで。なお、令和７年度以降の運用保守契約については、本業務委託とは別契約とする。

（８）提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、１８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。新ホームページ公開日から令和７年３月３１日までの運用保守については、リニューアル構築業務として費用に含めること。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

２　プロポーザル方式

（１）実施方法

選定は、２段階で審査する公募型プロポーザルとする。第１次審査は書面審査、第２次審査はプレゼンテーション（デモンストレーションを含む）等による審査を実施する。

（２）プロポーザル方式を実施する理由

業務を委託するにあたり、民間事業者の専門的な知見、企画力、経験及び実績

を有する事業者を選定するためである。

3　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点において、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

（1）令和６・７年度の本市入札参加資格申請において、「(業務）役務の提供等」のうち「(営業種目）コンピュータサービス、(取扱内容）システム開発」の申請をして登録があること。なお、競争入札参加資格を有しない場合は、令和６年７月３日（水）までに登録を完了すること。

（2）本市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（4）本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

（6）国税及び地方税の滞納がないこと。

（7）ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１またはプライバシーマークを取得していること。

（8）導入するＣＭＳは、過去３年間に全国の自治体へ公式ホームページとして５件以上導入された実績を有すること。なお、特設サイトなどのサブサイトとしての導入実績は一切認めないものとする。

（9）仕様書に基づく全ての業務を行うことができること。

4　提案書提出までの手続等

（1）豊川市ホームページリニューアル構築業務委託プロポーザル実施要領等の公表及び交付

①　公表

市のホームページへの掲載、市の掲示場所及び秘書課窓口への掲示にて公表する。

②　交付期間

令和６年５月１５日（水）から５月２９日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで（以下「執務時間中」という。）

③　交付場所及び交付方法

豊川市企画部秘書課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。なお、直接交付を希望する場合は、事前に豊川市企画部秘書課まで電話連絡を行うこと。

（2）質疑及び回答

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質疑書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けを行わないものとする。

① 提出書類（質疑のある場合のみ）

質疑書（様式第１号）

② 提出期限

令和６年５月２１日（火）午後５時１５分必着

③ 提出先

豊川市企画部秘書課

電子メール：info@city.toyokawa.lg.jp

④ 提出方法

電子メールにより提出（アドレスは、上記電子メール参照）し、メールの件名は、以下のとおりとする。なお、送信確認として豊川市企画部秘書課広報広聴係（電話番号：0533-89-2121）へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認すること。

【会社名】（質疑書）豊川市ホームページリニューアル構築業務委託

⑤ 回答方法

令和６年５月２７日（月）までに、豊川市ホームページにて行う。

（３）参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

① 提出書類

・参加表明書（様式第２号）（様式第２号別紙及び添付書類含む）（１部）

・仕様書別紙１「CMS 機能要件一覧」（１部）

・仕様書別紙２「データセンター要件一覧」（１部）

・上記提出書類を格納した CD 又は DVD（１枚）

② 提出期限

令和６年５月２９日（水）午後５時１５分必着

③ 提出先

豊川市企画部秘書課（豊川市役所本庁舎２階）

住　　所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪１丁目１番地

④ 提出方法

提出先への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。郵送又は宅配便により提出する場合は、確認のため豊川市企画部秘書課広報広聴係（0533-89-2121）へ電話連絡すること。

（４）提案書の提出要請の可否等

① 上記（３）①提出書類の提出を受け、形式的に書類が整っているかの確認及び参加資格要件を満たしているかの確認をしたうえで、仕様書別紙１CMS 機能要件一覧、仕様書別紙２データセンター要件一覧、事業者概要、同種業務の実績、全国広報コンクールの受賞歴を書面により審査する。なお、書類審査の評価基準は、別紙「豊川市ホームページリニューアル構築業務委託評価基準」とし、評価における上位４者以内を選定する。第１次審査の結果により、提案書の提出要請の可否を令和６年６月５日（水）から６月７日（金）までに文書（様式第３号又は様式第４号）で通知する。

② 提出要請の可否に対して異議を申し立てることはできないものとする。

③　提出要請の可否に関する質問には回答をしないものとする。

④　上記①により提案書の提出要請が可として通知された者で、提案書提出を辞退する場合は、次のとおり意思表示すること。

ア　提出書類

辞退届（様式第５号）（１部）

イ　提出期限

令和６年６月１４日（金）午後５時１５分必着

ウ　提出先

上記（２）③、（３）③に記載のとおり。

エ　提出方法

電子メール（アドレスは上記（２）③参照）又は豊川市企画部秘書課へ持参するものとする。電子メールで提出する場合の件名は、以下のとおりとする。なお、送信確認として、豊川市企画部秘書課広報広聴係へ電話連絡（電話番号：0533-89-2121）し、正しく受領されていることを確認すること。

【会社名】（辞退届）豊川市ホームページリニューアル構築業務委託

（５）提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

① 提出書類

ア　提案提出書（様式第６号）（１部）

イ　提案書（２２部）

別紙「豊川市ホームページリニューアル構築業務委託に係る企画提案書作成要領」により作成すること。

ウ　提案見積書（様式第７－１号）（１部）

エ　年度別積算資料（様式第７－２号）（１部）

年度別積算資料に記載した金額は、特別な理由がない限り、増額は認めない。

オ　積算資料・内訳書（任意様式）（１部）

カ　上記提出書類を記録したCD又はDVD

② 提出期限

令和６年７月３日（水）午後５時１５分必着

③ 提出先

上記（３）③に記載のとおり。

④ 提出方法

提出先への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とします。郵送又は宅配便により提出する場合は、確認のため電話連絡すること。

（６）プレゼンテーションの実施

第２次審査は、プレゼンテーションにより実施する。

①　実施日時

プレゼンテーション　令和６年７月１１日（木）

② 実施場所

豊川市役所　本庁舎３階　本３１会議室

③ 出席者

４名以内

④ 内容

別紙「豊川市ホームページリニューアル構築業務委託に係るプレゼンテーション実施手順」のとおり

⑤ ヒアリング等の質疑内容も提案内容に含まれる。

⑥ 提案内容を説明する際にパソコン等の機材を利用する場合は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

5　優先交渉権者の特定

（１）第２次審査実施後の優先交渉権者を特定するための評価方法及び評価基準

① 提出された提案書及びヒアリング等の内容を評価基準に基づいて審査する。

② 優先交渉権者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市ホームページリニューアル構築業務委託評価基準」とする。

（２）優先交渉権者の特定及び特定結果の通知等

① 優先交渉権者は、評価基準に基づく評価点の最も高い者とする。

② 優先交渉権者として特定された者が契約締結までに「３参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

③ 審査結果については、７月２３日（火）までに、市のホームページへの掲載、市の掲示場所及び秘書課窓口への掲示にて公表し、提案書提出者に文書（様式第８号又は様式第９号）で通知する。

④ 審査結果に対して異議を申し立ては認めない。

⑤ 審査結果に関する質問には回答しない。

6　その他必要と認められる事項

（１）提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、提案書を提出することができない。

（２）参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。

① 実施要領の定める手続きを遵守しない場合

② 提出書類に虚偽の記載をした場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ その他、市の定めに違反する行為があった場合

（応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。）

（３）ヒアリング等の内容・様子について、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止する。

（４）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置を行うことが

ある。
（５）参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（６）提出された書類は、返却しない。
（７）提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び優先交渉権者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、市が必要と認めるときは、提出者に確認のうえ、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
（８）提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
（９）提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、人事異動、退職等の特別な場合又は止むを得ない事情により市が必要と認める場合を除き、変更を認めない。
(10) 提出された参加表明書又は提案書については、豊川市情報公開条例に基づき開示する。
(11) 仕様書に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行するうえで、当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。
(12) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とすること。
(13) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けないこととする。

7　プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施時期又は期日	提出資料等
実施要領の交付	令和６年５月１５日（水）	
質疑書の提出期限	令和６年５月２１日（火） 午後５時１５分まで	質疑書（様式第１号）
質疑書への回答	令和６年５月２７日（月）	任意様式にて回答
参加表明書の提出期限	令和６年５月２９日（水） 午後５時１５分まで	・参加表明書（様式第２号、様式第２号別紙及び添付書類含む） ・仕様書別紙１「CMS 機能要件一覧」 ・仕様書別紙２「データセンター要件一覧」
提案書の提出要請の可否通知（第１次審査（書類審査）結果）の発送	令和６年６月　５日（水）	提案書提出者の選定（第１次審査）結果について（様式第３号又は様式第４号）
辞退届の提出期限	令和６年６月１４日（金） 午後５時１５分まで	辞退届（様式第５号）
提案書の提出期限	令和６年７月　３日（水） 午後５時１５分まで	・提案提出書（様式第６号） ・提案書 ・提案見積書（様式第７－１号） ・年度別積算資料（様式第７－２号） ・積算資料・内訳書（任意様式）
第２次審査（プレゼンテーション）	令和６年７月１１日（木）	
選定結果の公表及び通知	令和６年７月２３日（火） （予定）	特定結果について（通知）（様式第８号又は様式第９号）
契約締結	令和６年７月下旬（予定）	